

水道施設整備事業の評価実施要領(健発第 0712003 号 平成16年7月12日)

(抜粋)

第2 対象事業及び実施時期

- (1) 評価を実施する事業は、水道施設整備に係る国庫補助事業及び厚生労働大臣が主務大臣となっている独立行政法人水資源機構(以下「水資源機構」という。)が実施する事業とする。
- (2) 事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとする。
- (3) 再評価は、原則として、事業採択後5年を経過して実施中の事業を対象とし、原則5年経過ごとに実施するものとする。
- (4) その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。
- (5) 当該年度に完了する事業については再評価を行わないものとする